クレジットを活用した持続的な脱炭素経営促進事業に係る連携事業者公募要領

大阪府では、これまで府内事業者による温室効果ガス排出削減量を取りまとめてJ-クレジットを創出し、大阪・関西万博に寄付する事業を通じて事業者の脱炭素経営の促進を図ってきました。

今後は、大阪・関西万博のレガシーとして事業を発展させ、J-クレジットの活用及び脱炭素経営のさらなる促進を目的として、新たなスキーム「クレジットを活用した持続的な脱炭素経営促進事業」に移行し、さらなる事業者の参加を促進するとともに、参加事業者がメリットをより実感できるよう、参加事業者に対するJ-クレジットの売却益の一部還元を実施します。

このたび、新事業の運用にあたり、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、J-クレジットの創出及び売却を効果的に行うため、連携事業者を募集します。

１　事業概要

別添「仕様書」のとおり

２　スケジュール

公募開始日	令和８年10月26日
質問受付締切日	令和８年11月２日
質問回答日	令和８年11月９日
応募書類提出締切日	令和８年11月24日
応募事業者の審査・最優秀提案者の選定	令和８年12月頃
連携協定締結	令和８年度内（予定）

３　応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が要件に該当すること。（ただし、(1)及び(2)の要件については、共同企業体に参加しているいずれかの事業者が満たしていれば良いものとする。）

(1) J-クレジット制度において国から「J-クレジット・プロバイダー」として登録認定されていること。

(2) 府内に事業所を有する事業者が入会可能な「EN-S-006 照明設備の導入」及び「EN-R-002 太陽光発電設備の導入」のプログラム型プロジェクトを運用していること。

(3) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人で

あって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(5) 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(6) 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(7) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(8) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(9) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

(10) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

４　応募の手続き

応募の手続き等は、以下のとおりです。

「３　応募資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1)　募集要領の配布及び応募書類の受付

ア　配布期間

令和８年10月26日（月曜日）から令和８年11月24日（火曜日）午後５時まで

イ　配布方法

脱炭素・エネルギー政策課ホームページからダウンロードしてください。

（https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/eneseisaku/kurezittokoubo.html）

※窓口・郵送による配布は行いません。

ウ　受付期間

令和８年10月26日（月曜日）から令和８年11月24日（火曜日）まで

エ　提出方法

電子媒体を電子メールにより eneseisaku-03@gbox.pref.osaka.lg.jp あてに送信してください。なお、電子メール送信後は、必ず当課（06-6210-9553）あて受信の確認をお願いします。

（電話受付時間は平日午前10時から午後５時まで）

(2) 応募書類（電子媒体）

ア　応募申込書（様式１）

イ　提案書（様式２）

ウ　事業実績申告書（様式３）

上記（様式３）に加え、別途、過去に実施した類似の事業実績の詳細資料がある場合は提出してください（様式自由）

エ　業務執行体制調書（様式４）

オ　事業全体及び各業務のスケジュール表（様式自由）

カ　共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書（様式５）

②委任状（様式６）（※共同企業体の構成員が支店等である場合において、代表者から支店長等に契約等に関する権限が委任されているときは提出すること。）

キ　誓約書（参加資格関係）（様式７）

誓約書（暴力団）（様式８）（※共同企業体で応募する場合は、すべての構成員について提出すること。）

［添付書類］（電子媒体。共同企業体はすべての構成員分を提出してください。）

ク　定款又は寄付行為の写し（原本証明してください。）

①法人登記簿謄本

・法人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの
・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明
・個人の場合に提出してください。
・発行日から３カ月以内のもの
・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ケ　納税証明書（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）
①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
・徴収金の種類が全税目の「未納のない証明書」を提出してください。
・非課税であっても、いかなる申請者も納税証明書の提出が必要です。
なお大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
・中小企業者や各法人・団体は「その３の３」を、個人事業主は「その３の２」を提出してください。
・非課税であっても、いかなる申請者も納税証明書の提出が必要です。

コ　財務諸表の写し（最近３カ年のもの、半期決算の場合は２期分×３カ年）
①貸借対照表
②損益計算書
③株主資本等変動計算書

サ　脱炭素化の取組（様式９）
・令和８年11月24日の時点で、認定制度の公式ホームページ等（SBT の公式ホームページ、RE100 の公式ページ(英語)・RE100のJCLPのページ(日本語)、再エネ100宣言RE Actionの公式ホームページ）に取得企業として掲載されているページのPDF
（※）SBTは、取得直後で公式ホームページに情報が掲載されていない場合に限り、SBT認定通知（APPROVAL LETTER）のPDFでも可能とする。
・親会社等が子会社・関連会社等とともに認定の取得又は届出をしており、応募者名と公式ホームページに記載されている企業名又は届出者名が一致しない場合は、申立書

シ　障がい者の雇用状況について（様式10）
①常用労働者数が40.0人以上の事業主の場合
・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、事業主に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第６号）」の写し
・令和８年６月１日現在の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要だが、到達を確認できる書類を併せて提出すること。）

(3) 応募書類の不備
応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(4) その他

ア　応募は１者１提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ　応募書類のうちア～オ（事業実績資料を含む）については、応募事業者が特定できる内容、担当者名等の個人情報が記載されている箇所を黒塗りしたものを別途提出してください。

ウ　書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

エ　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

５　質問の受付

(1)　受付期間

令和８年10月26日（月曜日）から令和８年11月２日（月曜日）午後５時まで

(2)　提出方法

「質問票（様式11）」（別様式でも可）にご記入の上、

電子メールによりeneseisaku-03@gbox.pref.osaka.lg.jpあてに送信してください。

なお、電子メール送信後は、必ず当課（06-6210-9553）あて受信の確認をお願いします。（電話は平日午前10時から午後５時まで）※電子メールの件名は、「【質問提出：クレジットを活用した持続的な脱炭素経営促進事業に係る連携事業者の公募について〈事業者名〉】」としてください。

※口頭、電話による質問の受付は行いません。

質問への回答は令和８年11月９日（月曜日）までに脱炭素・エネルギー政策課ホームページ（https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/eneseisaku/kurezittokoubo.html）に掲示し、個別には回答しません。

６　審査の方法

(1) 審査方法

ア　(2)の審査基準に基づき、大阪府環境審議会気候変動対策部会において審査を行い、部会としての評価点を決定し、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。

イ　審査は、書類審査にて行います。

ウ　最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点未満の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ　最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、協定交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審 査 項 目	審 査 内 容	配点
事業目的・内容の理解度	・事業目的及び内容に関する理解や認識が十分にあり、提案内容が事業の主旨にあっているか。	５点

<table>
<tr><td rowspan="15">提案を求める事項</td><td colspan="3">全般的事項</td></tr>
<tr><td colspan="3">①リスク管理体制</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報セキュリティポリシーや情報管理体制が十分に整っているか。</td><td>５点</td></tr>
<tr><td colspan="3">②事業スケジュール</td></tr>
<tr><td colspan="2">モニタリングから認証、販売、利益分配まで実現可能なスケジュールが具体的に示されているか。</td><td>５点</td></tr>
<tr><td colspan="3">③実施体制</td></tr>
<tr><td colspan="2">きめ細かな事務局運営が可能な人員及び実施体制が確保されているか。</td><td>５点</td></tr>
<tr><td colspan="3">J-クレジットの創出について</td></tr>
<tr><td colspan="3">④適切なモニタリング頻度の設定（方法論：太陽光 ）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">概ね1年に1回以上であるもの:3点
1年を超え2年以内であるもの:2点
2年を超え3年以内であるもの:1点
3年を超えるもの:0点</td><td>既存事業者</td><td>３点</td></tr>
<tr><td>新規事業者</td><td>３点</td></tr>
<tr><td colspan="3">④適切な認証頻度の設定（方法論：LED、太陽光）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">概ね1年に1回以上であるもの:3点
1年を超え2年以内であるもの:2点
2年を超え3年以内であるもの:1点
3年を超えるもの:0点</td><td>既存事業者</td><td>３点</td></tr>
<tr><td>新規事業者</td><td>３点</td></tr>
<tr><td colspan="3">⑤認証実績（方法論：LED、太陽光）</td></tr>
<tr><td colspan="2">・複数回の認証委員会における運営、申請、認証実績を有しているか。</td><td>10点</td></tr>
<tr><td colspan="3">⑥追加方法論(新規事業者が参画できるLED・太陽光以外のプロジェクト）の提案内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">・何種類の方法論が提案されているか。
３以上である場合：３点
２である場合：２点
１である場合：１点
ない場合：０点</td><td>３点</td></tr>
<tr><td colspan="2">・複数回の認証委員会における運営、申請、認証実績を有しているか。</td><td>５点</td></tr>
<tr><td colspan="2">・モニタリング頻度が適切か。（追加方法論が複数ある場合は、最も頻度が低いものを対象とする。）
概ね1年に1回以上:3点
1年を超え2年以内:2点
2年を超え3年以内:1点
3年を超えるもの:0点</td><td>３点</td></tr>
<tr><td colspan="2">・認証頻度が適切か。（追加方法論が複数ある場合は、最も頻度が低いものを対象とする。）
概ね1年に1回以上:3点
1年を超え2年以内:2点
2年を超え3年以内:1点
3年を超えるもの:0点</td><td>３点</td></tr>
<tr><td colspan="3">⑦新規事業者の獲得に向けた広報力</td></tr>
</table>

	独自に有するネットワーク及びノウハウを活用し、効果的かつ効率的な広報・周知を実施することにより、事業者の参加拡大が十分に期待できるか。	10点
	J-クレジットの売却について	
	⑧J-クレジット販売能力	
	J-クレジットの販売ネットワークを有しており、原則として大阪府内の事業者に創出したJ-クレジットを販売できる体制及び営業力を有しているか。	10点
	・十分な販売実績を有しているか。	10点
	⑨還元率	
	既存参加事業者への還元率の点数 （還元率の点数の算定式） ・満点（５点）×自社の提案還元率／提案還元率のうち最高還元率 ※小数点以下は切り捨て	５点
	新規参加事業者への還元率の点数 （還元率の点数の算定式） ・満点（５点）×自社の提案還元率／提案還元率のうち最高還元率 ※小数点以下は切り捨て	５点
脱炭素化の取組	・温室効果ガス削減目標を設定し、SBT認定、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかを取得しているかどうか。 ・SBT ・RE100 ・再エネ100宣言RE Action 【注意事項】 ※重複評価は行わない。	２点
障がい者雇用	常用労働者40.0人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者40.0人未満の場合、１人以上障がい者を雇用しているかどうか。	２点
合計		100点

(3) 審査結果

ア　協定交渉の相手方が決定した後、審査結果に関わらず、全応募者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を脱炭素・エネルギー政策課ホームページ（https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/eneseisaku/kurezittokoubo.html）において公表します。

応募者が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び協定交渉の相手方と評価点

② 全応募事業者の名称　＊申込順

③ 全応募事業者の評価点　＊得点順　内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由

⑤ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外します。

ア　審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7　協定の締結

(1) 協定交渉の相手方とは、業務内容の詳細及び協定条件等について協議し、合意したのちに協定を締結する。

(2) 協定交渉の相手方が、協定交渉の相手方として決定した日から協定締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、協定を締結しない。

(3) 協定交渉の相手方が、協定交渉の相手方として決定した日から協定締結の日までの間において次の①又は②のいずれかに該当したときは、協定を締結しないことがある。

① 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

② 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

8　その他

応募提案にあたっては、公募要領、仕様書等を熟読し、遵守してください。